令和７年度共同募金児童自立支援事業助成要領

１　はじめに

この助成事業は県民の皆さまからの善意の募金が財源となっています。申請される方はそのことを十分に理解し、適正な活用と助成を受けた場合は周知をお願いします。

２　目的

　　　児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、児童心理治療施設を退所予定児童の経済的、精神的負担を和らげ、社会自立の一助となることを目的とする。

３　助成の対象者及び申請者

　　社会福祉法人茨城県共同募金会助成規程（以下「助成規程」という）第２条に定める事業者のうち、茨城県児童福祉施設協議会（以下「茨児協」という）に所属する施設を退所予定の児童とし、茨児協が取りまとめて申請するものとする。

４　助成の対象経費

　　茨児協に所属する施設に在籍する児童に対する次の経費とする。

　（１）普通免許取得経費

　（２）アパート（グループホーム含）等契約経費

　（３）進学児童の入学経費

　（４）その他、団体の目的達成のために必要があると認められるもの

５　助成対象外の経費

（１）４助成の対象経費に直接かかる経費以外の事務費

（２）次年度においても引き続き茨児協所属の施設に在籍する児童に対する経費

（３）その他、助成対象経費として適当と認められない経費

６　助成基準等

　　４助成の対象経費に要する経費を対象とし、１人当たり１０万円を限度とする。

７　申請方法

（１）提出書類

　　共同募金（児童自立支援事業）助成申請書【様式第１号】に次の書類を添付し

て申請してください。

　　〔添付書類〕

1. 定款・会則等 　　　　　　　　 ②年度の事業報告書・決算書
2. 当該年度の事業計画書・予算書　④ 団体のパンフレット等

**申請受付期間　　令和７年３月１７日～令和７年４月２１日**

（２）申請書類の提出先及び提出部数

　　　　直接茨城県共同募金会に申請書類を１部提出してください。

８　申請の制限

　　同一事業については継続申請をすることができますが、３年間を目安に事業評価

を行い事業の妥当性についての見直しを行います。

　９　助成の除外

　　　次の条件に当てはまる場合は助成の対象から除外となります。

（１）該当する施設を退所したもの

（２）普通免許を取得しなかったもの

　　（３）アパート等の賃貸契約をしなかったもの

　　（４）進学をしなかったもの

１０　助成の内示・決定

　　　助成の交付を内定したときは、申請年の８月までに内示します。また、助成の決

定をしたときは翌年の４月までに助成決定通知【様式第２号】を送付します。

　　　なお、内示の段階では助成金額は決定していません。申請年度の共同募金運動の

実績額により改めて助成額の審査を行いますので、助成額が申請額より減額される

場合があります。予めご承知おきください。

１１　事業報告・助成金の交付請求

　　　助成金の交付を受けようとするときは、原則として事業完了後に、共同募金事業完了報告書【様式第３号】とともに共同募金助成金交付請求書【様式第４号】に次の書類を添付して提出してください。

　　　また、概算払いを必要とする場合は、概算払い請求書【様式第５号】を提出し、

事業完了後に精算を行い、共同募金事業完了報告書【様式第３号】とともに共同募金助成金精算書【様式第６号】を提出してください。

　〔添付書類〕

1. ありがとうメッセージ
2. 対象児童の自立支援事業状況の確認ができる書類
3. 請求書、領収書、契約書等の写し
4. 助成事業について記載のある機関紙等

１２　助成金の交付

　　　助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、当該法人等の指定する口座に送金します。

１３　問い合わせ先

　　　社会福祉法人　茨城県共同募金会

　　　℡：029-241-1037　　FAX：029-244-1993　e-mail：akutsu@akaihane-ibaraki.jp